

【4】保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入等の状況について（該当する□に✓を付けてください。）

（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の受給について

①	☐	受給していますので、生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を提出します。 （専攻科を除く）
②	☐	私の世帯は 7 月 1 日（前倒し給付の場合は 4 月 1 日）現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条 の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。

※【4】（１）①に該当する場合は、以下の記入は不要です。

（２）次の者の所得に関する書類（個人番号カード（写）等貼付台紙又は課税証明書等）及び（記入上の注意
【生計維持者の収入等の状況について】ホに該当する場合）扶養親族申告書、（記入上の注意【保護者等
の収入等の状況について】ニに該当する場合）扶養誓約書を提出します。

①	☐	親権者（両親） 2 名分
②	☐	親権者 1 名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の 1 人の所得に関する書類等を提出できない 場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所 していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□に✓を付けて ください。
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合 は、全員分）※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととさ れている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等） 2 名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで 生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場 合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下、同様）。

（３）所得に関する書類を提出する者の氏名・生徒との続柄及び住民票の届出住所がある市町村までの住所を
記入してください。（住民票の届出住所と課税地が異なる場合は課税地を記入して下さい。）

ふりがな		高校生等との 続 柄	令和 8 年 1 月 1 日時点の住所
氏名			都 道 市 区 府 県 町 村

ふりがな		高校生等との 続 柄	令和 8 年 1 月 1 日時点の住所
氏名			都 道 市 区 府 県 町 村

※前倒し給付の場合は、前年の1月1日時点の住所を記入してください。